



国 監 告 第 2 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年4月23日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

随時監査結果報告書

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

平成 31 年 4 月 1 日 (月) から平成 31 年 4 月 11 日 (木) まで

イ 実施

平成 31 年 4 月 22 日 (月)

② 対象部局

都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

ア 平成 30 年度国立市下水道事業特別会計 (歳出)

平成 30 年度国立市南部中継ポンプ場改築工事 (機械設備)

(3 月 27 日支払分)

予算科目 01.02.01.15 (01)

支出額 10,260,000 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 平成 31 年 4 月 1 日 (月)

② 資料提出期限 平成 31 年 4 月 9 日 (火)

③ 事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

- ア 工事の施工にあたり、その着手及び完成の時期は計画に適合しているか。
- イ 工事概要について近隣住民に説明がされているか。
- ウ 完成図書は契約書に基づき適正に受領されているか。
- エ 産業廃棄物の処理は適切に行なわれているか。
- オ 支払いは適正な時期に行なわれているか。

(6) 結 果

① 概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし

以 上